

福島市告示第 63 号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第二号及び同条第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月1日

福島市長 木 幡 浩

一 中間検査を行う区域
福島市全域

二 中間検査を行う期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

三 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

- 1 木造（一部木造を含む。）の建築物のうち、一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅で、建築する部分の延べ面積が100平方メートルを超え、かつ、地階を除く階数が2以上のもの。ただし、次に掲げるものを除く。
 - （1）法第18条第2項の規定による通知に係る建築物
 - （2）市町村が建築主である建築物
 - （3）国又は地方公共団体が工事監理を行っている建築物
 - （4）枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組構法による建築物
 - （5）住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物
- 2 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物のうち、法別表第1（い）欄に掲げる用途に供する建築物で、建築する部分の延べ面積が500平方メートルを超え、かつ、地階を除く階数が3以上のもの。ただし、三の1（1）から（3）までに掲げるものを除く。

四 指定する特定工程（法第7条の3第1項第1号の政令で定める工程に該当するものを除く。）

- 1 木造の建築物にあつては、屋根工事及び構造耐力上主要な軸組工事
- 2 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつては、基礎に鉄筋を配置する工事、2階の床版に鉄筋を配置する工事及び建築物の地上部分の階数を2で除した数値（その数値に一未満の端数が生じた場合は、これを切り上げた数値）に1を加えた階の床版に鉄筋を配置する工事
- 3 鉄骨造の建築物にあつては、基礎に鉄筋を配置する工事並びに柱及びはりの本接合ボルトの締付け工事

五 指定する特定工程後の工程

- 1 木造の建築物にあつては、壁の外装工事又は内装工事
- 2 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物にあつては、特定工程に係る部分の鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事、耐火被覆の工事及び仕上げ材の工事

六 経過措置

令和6年4月1日より前に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請がされた建築物に係る特定工程については、令和3年3月2日付け福島市告示第76号に定めるところによる。